

## 令和4年度 事業報告

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

令和5年4月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」を決定し、“新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号第44条の2第3項）の決定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和5年5月8日に廃止する。”との判断を示した。

また、同年5月5日、WHO(世界保健機関)のテドロス事務局長は、COVID-19に関する、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了すると発表した。もともと、令和4年度中においても、われわれ法人の役職員は、新型コロナウイルス感染症の予防・対策に全力を傾注することを余儀なくされた。このような状況下、われわれ法人の医療事業部（四天王寺病院・四天王寺和らぎ苑）が前年度に増して感染予防・対策の基幹機能を発揮しながら関係機関との連携・協働によって、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを最小限に止める役割を担った。依然として、コロナ禍に翻弄される渦中であって、“with コロナ”から“Post コロナ”の時代を俯瞰するべく、次世代にふさわしい法人や事業の再編・再構築の準備に向けた、組織・体制の見直しに取り組んだ。以下、各事業部の報告を示す。

○[医療事業部]四天王寺病院で患者様に寄り添った安心できる療養環境を提供する事により、①地域住民の健康保持、②患者様の社会復帰という目標を達成するべく、地域医療機関・保健・福祉事業と連携を図り、良質で安全かつ安心できる医療が提供できる診療体制の更なる充実と人財育成に努めた。但し、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大の影響と院内クラスターの発生により、新規入院患者の減少・病床稼働率の伸び悩み、CT・MRI・内視鏡の検査で計画目標を達成することが出来なかった。コロナ関連は補助金もあったが、稼働低下により、安定したキャッシュフローの実現が出来ず、計画的な借入金返済には至らなかった。しかし、4月よりコロナ専用病床2床の運用開始することで、地域住民や関連施設が安心できる病院機能の役割を担い、四天王寺病院の基本方針である「安全で安心できる患者本位の医療」を実践した。医療スタッフについては、看護師の離職が例年よりも多く、止むを得ず急性期病棟を1病棟休止し、現有スタッフで対応しながら、安全な医療サービス提供に努めた。四天王寺和らぎ苑では、医療的依存度の高いご利用者を、医療と福祉が力を合わせて、より安心で快適な生活を送ることが出来るような心のこもった支援や、施設の使命でもある“お一人おひとりの人生を大切に、楽しみ、生きるよろこび”、云わば、「いのちの彩り」を提供できる施設づくりに引き続き取り組んだ。CS（顧客満足）の観点からは、大阪府と連携し、府内の児童通所事業所が重症心身障害児の支援を行うにあたって、福祉的な面（全職種対象）、医療的な面（主に看護師等医療従事者対象）についての機関支援として、研修会および専門相談会を実施した。これにより、コロナ禍でさらに日常生活の維持に困窮している地域にお住いの重症心身障害児者の方々への支援の輪を拡充することができた。一方、ES（職員満足）の観点からは、介護業務での腰痛予防対策として、予てより計画していた全居室及び浴室の介護リフト整備を完了した。労災事故を防止することは勿論、離職防止に繋がる成果を生み出したい。

○[高齢事業部]新型コロナウイルス感染症によるクラスターが複数施設で発生したが、これまでの感染拡大防止対応の徹底や一般社団法人 KISA2 隊の支援・助言、事業部の枠組みを超えた法人間の協働を得ることで、危機的な事態に陥ることを回避する対応が可能となった。ベトナムより技能実習生12名を事業部内の各施設で受入れ、介護・支援に関する専門的技術の供与、国際交流・貢献の一翼を担った。

良質なサービス提供のため、外部介護アドバイザーによる専門別応用スキル研修講師の委託、また、四天王寺紅生園での半年間に及ぶ現場技術指導を受け、個別ケアを目指す認識を共有し、それを実現する介護スキルを習得した。これら一連の取り組みは、今後2年間は継続する予定である。きたやま苑では、メンタル・脳内トレーニング・ビジョントレーニングで定評のある外部団体と、認知症予防・改善の取り組みについての連携・共同に取り組んだ。また、特養、デイサービスの2つの分科会活動は、課題共有、職員間・事業所間ネットワークの構築に大きく寄与した。大畑山苑は、昨年に引き続き高齢者虐待事案で行政の現地指導を受け、再発防止のため人権研修等に取り組んだ。悲田院養護老人ホームでは施設内での盗難事件が発生し、実態究明とともに再発を防止するための業務・人員体制の強化を行った。枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターについては、長年にわたり地域貢献として役割を担うも事業体として採算性に乏しいことから、指定管理の期間満了に伴い令和4年度で事業終了とし、大阪府母子寡婦福祉連合会へ円満なる事業継承として引き継いだ。一方で、羽曳野市より地域包括支援センターの公募があり、法人内で準備室を起ち上げ職員公募等にも取り組み、令和5年度より悲田院内に「羽曳野市中圏地域包括支援センター」を設置し、先ずは4年間の業務委託を受けることとなった。

○[障害母子保育事業部]法人事業方針・事業計画に基づき、各施設の経営計画書を立案・作成し、実施した。また、事業部会議を毎月開催し、情報共有と課題検討を行った。新型コロナウイルス感染症は、感染者の増減を繰り返しながら3年目に入るや、さんめい苑、悲田富田林苑、太子学園において相次ぎクラスターが発生した。医療事業部の和らぎ苑からの支援・協働によって、迅速な初動・初期対応が可能となり、重症化を未然に防ぎ、早期終息に向かうことができた。長引くコロナ禍で休止していたサービスを安心・安全に再開するために、近畿圏の感染状況を注視しながらも感染予防・対策を徹底した。これにより、太子学園は一泊旅行、悲田富田林苑ではバスツアー、悲田院児童発達支援センター・悲田院こども園・児童センター研徳田の3施設共催の地域交流の催し“でんでん”を開催し、ご利用者並びに地域の方々の好評を得た。加えて、サービスの充実を図るための改修として、さんめい苑ではミスト浴を導入した。その他、老朽化に伴う改修としては、女性自立支援センターで屋根と外壁、エレベーター二基の工事、悲田太子乃園では高圧ケーブルとキュービクル交換を実施した。職場環境の充実としては、悲田富田林苑で緊急連絡・安否確認システムを導入し、緊急時の職員間の連絡体制の強化を図った。

悲田院こども園、夕陽丘保育園、児童センター研徳田においては、週休二日制を導入し、ES(職員満足)の充実に取り組んだ。

平成19年度から羽曳野市より、「地域活動支援センター事業」を受託運営してきた埴生苑においては、令和5年度から公募制となり、プロポーザル方式の選定の結果、これまでの実績が認められ、5年間の事業委託が決定した。

○[法人本部]法人全体の職員を対象に、「より働きやすい環境整備」を念頭として、段階的に施行された、「育児・介護休業法」の改正に対応した規程の改訂、及び法人の各種規程の改訂を実施した。育児・介護休業法改正に際しては、その目的である、「就労」「子育て」「家族の介護」を両立させ、「ワーク・ライフ・バランスの実現」について、役職員を対象に動画視聴による研修を実施した。研修センターは、コロナ禍が続く中において、オンデマンド研修等を引続き実施することで、キャリアステップに必要な研修を持続的かつ安定的に実施した。

いずれにせよ、法人に集う役職員は、ご利用者様の笑顔を最善の成果として、常に連携・協働しながら、開祖 聖徳太子様の御聖旨「和の精神」を堅持・憶念しなければならない。もとより、福祉・医療という尊い使命を担う法人役職員は、安心・安全かつ健康で「和顔愛語」の励行に努めると共に、コロナ禍の現況においては、感染予防・対策にも留意しながら、各施設の更なるサービス向上のための環境づくりに日々研鑽を積み重ねなければならない。

以上